

佐賀県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年十月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

藤津郡太良町大字伊福字矢答甲一〇七九、甲一一〇八の一九、甲一〇七九地先、甲一一〇八の一九地先

二 指定の目的

水原のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び太良町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）